

平成27年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年12月24日（木）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時22分

【場所】 高津市民館 視聴覚室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課長 池之上

生涯学習推進課長補佐 末木

麻生市民館長 別所

庶務課担当係長 武田

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、13時30分から14時10分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

6月から11月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 4名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告については、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中本委員にお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

それでは、報告事項 I に入ります。報告事項 No. 1 「叙勲について」の説明を、庶務課長お願いします。

【庶務課長】

報告事項 No. 1 叙勲につきまして、御報告させていただきます。

27年秋の叙勲を受けられた方が2名、高齢者叙勲を受けられた方が2名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

はじめに、秋の叙勲を受けられた方でございますが、山口先生におかれましては、昭和39年に教職の道を歩み始められ、平成14年に川崎市立幸町小学校長として退職されるまでの38年間、

教育の充実と発展に御尽力いただきました。とくに、校長時代には、「国際理解を核とした総合的な学習の時間の展開」をテーマに研究を実施し、才能開発実践教育賞を受賞するなど、特色ある学校づくりに意を注がれました。また、神奈川県小学校長会長等の要職を務め、本市及び本県の教育に多大な功績を残されました。

続きまして、國吉先生におかれましては、昭和42年に教職の道を歩み始められ、平成14年に川崎市立高津高等学校長として退職されるまでの35年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。とくに、部活動指導や機械科教育に関する研究や指導に多くの実績を残され、また、川崎市立高等学校長会長や全国都市立高等学校長会常務理事等の要職を歴任し、本市及び全国の高等学校教育の振興に寄与されました。

1枚おめくりいただきまして、続きまして高齢者叙勲を受けられた方でございますが、遠藤先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの40年間、本市及び本県の教育の充実に御尽力をいただきました。特に、校長時代には、地域の自然を生かした理科の研究に取り組み、地域に根ざした学習活動、学校経営を展開されました。そのほか、川崎市立小学校視聴覚研究会や神奈川県公立小学校長会の要職を歴任し、学校教育の発展に大きく貢献されました。

続きまして、小林先生におかれましては、昭和21年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの42年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、校長時代には、文部省指定の委嘱を受け、「帰国子女の適応教室について」を主題に国際理解の研究に取り組み、新しい国際教育のあり方として高く評価されました。また、川崎市立中学校長会や全国中学校音楽教育研究会の要職を歴任し、中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生も、その長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

この件につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。ありがとうございました。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

続きまして、報告事項 No. 2 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【庶務課担当課長】

それでは、報告事項第 No. 2 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

今回、教育長の臨時代理をいたしました「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、改正条例の議案提出が、平成27年11月17日に開催された教育委員会の時点で間に合わず、平成27年12月の期末手当の支給割合の改定が必要であり、期末手当の基準日である12月1日までに、根拠条例を整備する必要があるため、平成27年11月18日付けで、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づきまして、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

なお、このたびの条例改正は特別職となる、新たな教育長の給与等についての改正であり、現在の教育長の給与等につきましては、経過措置として、平成27年4月1日に廃止された「川崎市教育長の給与等に関する条例」に基づき、一般職の行政職に準じて給料や諸手当の支給が行われているところでございます。

それでは、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、主な改正内容を御説明いたします。

お配りしております、別紙の2ページをごらんください。制定要旨でございますが、川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成27年10月8日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び期末手当又は勤勉手当の額の改定を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものでございます。

続きまして3ページをごらんください。川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の新旧対照表でございます。今回の新旧対照表は、改正条例の第1条と第2条で、施行日が異なるため、改正条例の条ごとに3ページと4ページとに分かれているものでございます。この条例は、特別職の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めておりまして、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

まず第6条第2項をごらんください。本年12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、また、4ページの同じく第6条第2項で、平成28年度以降に支給する期末手当の支給割合を、6月期は「100分の147.5」から「100分の150」に、12月期は「100分の167.5」から「100分の165」に改めるものでございます。

この改正は、期末手当の支給割合を1年間で0.05月上げる改正でございます。平成27年につきましては、6月期は既に支給済みであるため、1年分を12月期にまとめて0.05月上げて、次年度以降は、6月期、12月期にそれぞれ0.025月、併せて0.05月上げるため、このような改正となっております。

1ページにお戻りください。附則でございますが、「この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

以上、御説明申し上げます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

御質問はありますか。

(なし)

【峪委員長】

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

8 議事事項

議案第53号 川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第54号 川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

議事事項に入ります。

議案第53号「川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び、議案第54号「川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について」の議案2件につきましては、いずれも、川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う規則の改正の議案でございますので、一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、議案2件を一括して審査いたします。議案第53号及び議案第54号の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第53号及び議案第54号について、御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴って規則を整備するものでございますので、まとめて御説明申し上げます。

はじめに、別紙「資料」をごらんください。このたびの規則改正にかかる概要でございます。まず、一番左側をごらんください。平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（略称番号法）」が公布されたことにより導入された「マイナンバー制度」についてでございます。この制度は、住民基本台帳に記録されている全ての者に、重複することのない12桁の個人番号を指定、通知し、社会保障・税・災害対策等の事務にマイナン

バーを利用するものでございます。また、その目的は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的としたものでございます。

次に、中央部分をごらんください。このたびの番号法の施行に伴い、保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講じるために、川崎市個人情報保護条例を一部改正いたしました。

川崎市個人情報保護条例の主な改正内容は、保有特定個人情報の定義を「保有個人情報にあつて個人番号をその内容に含むもの」としたものでございます。

次に、図の右側をごらんください。この条例の改正に基づき、川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正するものでございます。

規則の主な改正内容は、本人の委任による代理人による保有特定個人情報の請求方法を定めるものでございます。

具体的には、はじめに代理人の区分を加えること、また、総務局所管の規則と規定が異なっていた部分があったのでその整備をすること、また、委任関係の厳格な確認のため、提示書類を複写して提出すること、また、提示書類に個人番号カードを加えること、また、個人情報保護条例の項ずれがございまして、引用部分の修正を行うこと、最後に様式類について、保有個人情報と保有特定個人情報の別を設けることとでございます。

次に、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則についてでございますが、こちらの改正内容は、個人情報保護条例の号ずれがございまして、その引用部分の修正を行うものでございます。

それでは、議案第53号をごらんください。はじめに恐れ入りますが、7ページをお開きください。制定理由でございますが、「川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴い、本人の委任による代理人による保有特定個人情報に係る請求の方法を定めること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を8ページ以降の新旧対照表で御説明いたしますので、ごらんください。

この規則は、教育委員会の保有個人情報について、川崎市個人情報保護条例の実施に関し必要な事項を定めるもので、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

はじめに、第6条第2項第4号でございます。本人の委任による代理人の開示請求が可能となったため、法定代理人との区別が必要になることから、代理人の区分を加えるものでございます。併せて11ページ第2号様式についても同様の改正をしております。

それでは、8ページにお戻りいただき、第6条第3項本文で「を含む」を削り、「この条」を「この項及び次項」に改め、文言の整理を行っておりますが、川崎市個人情報保護条例施行規則のうち、総務局所管のものと教育委員会事務局所管のものでこれまで規定が異なっていた部分について、改正後の運用に支障が出ないよう、総務局と同様の規定に整備するものでございます。また、9ページの第6条第4項の改正についても、同様の理由で請求する者以下カッコ書きの部分を削除いたしました。

それでは、8ページにお戻りいただき、第6条第3項でございます。ただし書き以降の文を加えております。これは、法定代理人以外の本人の委任による代理人が保有特定個人情報に係る請求をする場合において、委任関係の厳格な確認が必要なため、提示する書類を、複写機により複写して提出するよう求めるものでございます。あわせて9ページ第6条第5項及び10ページの第7項につきましても同様に加えるものでございます。

なお、第7項の新たな追加により、第8項以降が項ずれしております。

それでは、8ページにお戻りいただき、第6条第3項第1号及び9ページの第4項第1号でございますが、請求する際に、提示する書類として個人番号カードを加えるものでございます。

次に、10ページをごらんください。改正後の第6条第8項及び第9項でございますが、こちらは、規則の中で引用している川崎市個人情報保護条例の改正に伴い項ずれをしているため、「第16条第3項各号」を「第16条第4項各号」に改めるものでございます。

次に、11ページ以降の様式類をごらんください。番号法で、個人番号をその内容に含む個人情報が特定個人情報とされたことに伴い、第2号様式から第7号様式及び第12号様式の請求の区分に保有個人情報と保有特定個人情報の別を設けることとしております。

6ページにお戻りください。附則でございますが、施行日を条例の施行にあわせまして「平成28年1月1日から施行する」と定めるものでございます。

続きまして、議案第54号をごらんください。

2ページをお開きください。制定理由でございますが、「川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。

この規則は、教育委員会事務局における公文書の適正な管理を図ることについて必要な事項を定めるもので、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第7条第2項第4号でございますが、引用する川崎市個人情報保護条例が改正に伴う号ずれをしているため「第16条第1項若しくは第3項」を「第16条第1項若しくは第4項」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。附則でございますが、施行日を条例の施行にあわせて「平成28年1月1日から施行する」と定めるものでございます。

以上、議案第53号及び議案第54号について、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは、ただいまの議案第53号及び54号について御質問はありますか。

【高橋委員】

53号の上を含めて確認したいんですけど、まず理解が合っているかということで、資料で整理いただいて、保有特定個人情報という個人番号そのものを含むものの情報の請求を法定代理人じゃない人が請求する場合には、第6条第3項で規定するいくつかの書類を提示して複写をすると、それをもって請求するということですね。その中に個人番号カード、この中に2条7項がないですよ。個人番号が含まれているカードも含む、それも複写するということは、これを複写した場合に、この管理というのは非常に厳粛にというか、鍵のかかったところに入れなければいけないとか、この情報を請求するために代理人が持ってきた複写の紙を個人番号が入っているからその紙を複写したら鍵のかかったところに入れなきゃいけないとか、非常に複雑な運用になるような気がするんですが、このへんはどういうふうに想定をしてこのような内容になっているかを教えてもらえますか。

【庶務課担当課長】

今までもそうなんですけれども、代理人が請求する場合は本人確認をするのに免許証の写しとか、そういったものを提示するか複写したものを提示しておりますので、それと同じ扱いにはなるかと思っておりますので、9ページにございます第4項の1号、こちらに書かれております免許証、旅券、個人番号カードと同様の取扱いになり、ここに個人番号カードが一つ加わったという解釈で、取扱いにつきましては従来と同様の取扱いとなろうかと思っております。

【高橋委員】

これはだって、個人番号と言っているのが、2条7項がここにはないですよ。この個人番号と言っているのはマイナンバーのことを言っていますよね。

【庶務課担当課長】

そうです。

【高橋委員】

ということは、恐らくマイナンバーっていうのは、今後未来これからすべての様々な情報がその番号を知ってしまうと、要は便利な分、漏洩というのは非常にまずいのだというリスクがあります。むしろ確かに、他の運転免許証や旅券以上の漏洩防止管理をしなければいけないというような位置づけだと私は認識するんですが、今まで同様というよりも、今まで以上にどういうふうにするのか、しかも複写をするわけですよ。

【庶務課担当課長】

複写したものを提出するわけですね。

【高橋委員】

そうですよね。だからこの情報を取るために、証明したこの紙までも、倍の労力がかかるということなんですけれども、だから今まで以上にやらなきゃいけないということにならないといけないんじゃないかなというリスクは、そのへんはどうする予定なんでしょうか。

【庶務課担当課長】

今まで同様と私申し上げましたけれども、今まで以上に個人情報の取扱いについては慎重に管理をしていく必要はあると考えております。

【高橋委員】

だから具体的には、何か、いろいろなやり方があるんだと思うんですけど、まだこれからですか。

【庶務課担当課長】

これまでも個人情報の取扱いについては、基本的に行政情報課のほうで管理をして書類の整理をしております。情報公開の窓口としては、行政情報課が管理をしております。ただ所管のほうに来た場合には、所管としてそれはきちんと取り扱わなければならないと思っておりますので、

金庫等で保管ということになるかと思えます。

【高橋委員】

そうですね。これは「委員会に提示するときは」と第6条第3項でなっているということだから、所管課に来たときにも複写してくださいね、とっているんですよね。何かそういった、金庫なのか何なのかということがないと、その辺のロッカーでというわけにはいかないですよね。そこは厳重にやっていただかないと、最初かなり大事ですよね。そこはよろしく願いいたします。

【庶務課担当課長】

はい。今後2月には職員向けの情報公開に関する研修会等も予定しておりますので、そこでもしっかりと伝えてはいきたいと思えます。

【高橋委員】

そうですね、すごい心配。これ複写の複写がどんどん複写されて、管理が何重にもなっていくのではないかということなんだけど、学校事務ではないですよね。委員会のみですよね、というイメージでいいんですか。

【庶務課担当課長】

そうです。学校に直接、個人情報の開示請求はいきませんので。

【高橋委員】

そうですね。ではそこは厳重にやっていただくということを前提に、了解いたしました。ありがとうございました。

【峪委員長】

他はよろしいですか。もちろん公務員として命がかかっている個人情報でございますから、言うまでもなく信頼しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第55号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

次に、議案第55号「川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課長、生涯学習推進課長お願いします。

【庶務課担当課長】

よろしくお願ひいたします。なお、本日、この使用規則の改正に関連のある麻生市民館の別所館長がお見えですので、御紹介いたします。

それでは、議案第55号「川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、2ページをごらんください。制定理由でございますが、「麻生市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。「川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則」の新旧対照表でございます。この規則は、川崎市の市民館の管理及び運営について必要な事項を定めるために制定されたものでございます。別表では、市民館設備の使用料を定めておりますが、麻生市民館の設備として、新たにバレエシートを設けることとなったため、その使用料を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、平成28年1月1日から施行する。」と施行期日を定めるものでございます。

引き続き、このたびの改正につきまして、生涯学習推進課長より御説明申し上げます。

【生涯学習推進課長】

はじめに、規則改正の経緯についてでございますが、これまで麻生市民館では、バレエシートを保有していなかったことから、バレエ団体が市民館ホールを使用するに当たっては、その都度、使用者がバレエシートを業者から借り受けるなどして対応してきたところでございます。

麻生区では、芸術・文化のまちづくりを推進しており、バレエ団体等の利用頻度も高く、ニーズも高いことから、麻生区役所の予算でバレエシートを購入することといたしました。

今般、大ホールの付帯設備として市民にバレエシートを貸し出すため、川崎市市民館使用規則を改正するものでございます。

次に、使用料についてでございますが、近隣類似施設における同等品の使用料を参考に、1回1式4,000円としたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議の程よろしくお願ひいたします。

【峪委員長】

何か質問等ございますか。

【濱谷委員】

他の市民館は全部あるんですか。

【生涯学習推進課長】

ございません。今回麻生区がはじめてでございます。

【濱谷委員】

そうなんですか。それではバレエをするときにそのシートを敷くという感じなんですね。テープ別と書いてありますが。

【麻生市民館長】

すべらないように。実物をごらんになりますか。こちらでございます。

【濱谷委員】

これを敷くとああやってできるんですね。シートというと普通の青いシートみたいな感覚でいたけど。バレエをやるのにずれたりしたらどういうふうにするのかなと思ったけど。

【峪委員長】

分厚いね。つま先立つからね、足を痛めないように。

【濱谷委員】

こんなに厚いんですね。これをテープで止めて。

【麻生市民館長】

幅が1メートル82センチあるんですけども、舞台の奥行きが11メートルございますので、それを前から奥へ向かって並べて敷く形で、舞台全体ですと9枚使用いたします。

【高橋委員】

それで、一式4000円ですか。

【麻生市民館長】

はい。

【濱谷委員】

わかりました。

【峪委員長】

それではこの件につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3は承認された。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもちまして終了いたします。

(14時22分 閉会)